

きときと情報

2025
173号

富山県中小企業団体中央会

特集1 「育児・介護休業法」改正ポイントのご案内

特集2 取引力強化推進事業の取り組み紹介

中小企業組合の地域貢献活動事例：赤帽富山県軽自動車運送協同組合、富山県管工事業協同組合連合会
経営者に聞く：株式会社K-DIC 代表取締役社長 黒田 保光氏
組合紹介：富山県自動車車体整備協同組合さんよりこんにちは
中央会いんぷおめーしょん：第65回中小企業団体中央会富山県大会を開催しました ほか



表紙のことは 富山県の観光船

松川遊覧船、ほたるいか海上観光

松川遊覧船は1988(昭和63)年に運航を開始、富山城を守った松川をゆったりと巡ります。個性あふれる船長による約30分の歴史クルーズは観光客にも人気。発着は、富山市のまちなか観光に便利な富山城址公園の「松川茶屋」。「日本さくら名所100選」に選ばれた桜のトンネルをくぐる4月上旬の乗船が特におすすめです。

ほたるいか海上観光は、滑川漁港を夜明け前に出港し、富山県が発祥の定置網によるホタルイカ漁を観光船から見学します。例年3月下旬から5月のゴールデンウィーク頃まで行われます。普段見ることのない迫力ある漁や、ホタルイカの幻想的な青い光が海面にきらめく様子は必見です。

経営者・役員・従業員とそのご家族の
安心の保障を準備するために
中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書 (契約概要)」「特に重要な事項のご説明 (注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」および富山県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程 (規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の
代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町3-21 損保ジャパン富山ビル5F TEL:076-441-3194
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

きときと情報173号

C O N T E N T S

特集 1 2

「育児・介護休業法」改正ポイントのご案内

特集 2 9

取引力強化推進事業の取り組み紹介

中小企業組合の地域貢献活動事例 14

赤帽富山県軽自動車運送協同組合
富山県管工事業協同組合連合会

経営者に聞く 16

株式会社K-DIC
代表取締役社長 黒田 保光 氏

組合紹介 18

富山県自動車車体整備協同組合

中央会いんふおめーしょん 19

第65回中小企業団体中央会富山県大会を開催
しました
第65回中小企業団体富山県大会決議事項を県
知事に要望

ほっと一息 20

協同組合富山県ハイウェイサービスセンター

組合だより 20

富山県水産物商業協同組合連合会

事務局ペンリレー 20

富山県印刷工業組合
事務局長 加藤 清志 氏

元気印！青年部・女性部 22

第40回中小企業団体青年部富山県大会を開催しました
女性を対象とした研修会を開催しました(富山市管工事協同組合)

組合Q&A 23

総会終了後に行政庁へ提出する書類について

トピックス

幸せティータイム

「育児・介護休業法」改正ポイントのご案内

令和7年4月1日から段階的に施行されます

「育児・介護休業法（正式名称：育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」は、男女ともに自ら（配偶者）に生まれた子供の育児や家族の介護が必要な従業員に対し、仕事と家庭の両立を支援するための法律です。

近年、介護を理由とする離職者の増加、男性の育休取得率の低さなどが問題となっていることから、今回の改正では、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが変更されています。今号では、改正の内容やポイントについてご紹介いたします。

➡ 1～9 → 令和7年4月1日から施行

1 子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続 雇用期間6か月未満 除外規定の廃止	＜除外できる労働者＞ ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	＜除外できる労働者＞ ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※取得可能日数は、現行日数（1年間に5日、子が2人以上の場合は10日）から変更ありません。

2 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の 範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワーク追加

義務 就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
代替措置（※）のメニューを追加	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	<代替措置> ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

4 育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

5 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

- ・ 公表内容は、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等と育児目的休暇の取得率」です。
- ・ 年1回、公表前事業年度の終了後おおむね3か月以内に、インターネットなど、一般の方が閲覧できる方法で公表してください。
- ・ より具体的な公表内容や算出方法はこちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533_00006.html



両立支援のひろば（厚生労働省運営のウェブサイト）

男性の育児休業等の取得率等の公表に当たっては、自社ホームページ等のほか、「両立支援のひろば」で公表することもおすすめします。仕事と育児・介護の両立支援に取り組む企業の事例検索や自社の両立支援の取り組み状況の診断等を行うことができます。

<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>



6 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は
就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間 6か月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

7 介護離職防止のための雇用環境整備

義務

介護休業や介護両立支援制度等（※）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①～④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ①介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ②介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

8 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

義務

（1）介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

9 介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認、情報提供の例

以下の資料をご用意しています。社内用アレンジする等してご活用ください。

1. 個別周知・意向確認、情報提供、事例紹介、制度・方針周知ポスター例

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



2. 介護保険制度について（40歳の方向けリーフレット）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html



両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

制度整備や育児・介護休業を取得する社員のサポート、仕事と育児・介護の両立を実現する体制作り等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家が無料でアドバイスします。



➡ 10、11→令和7年10月1日から施行

10 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務 就業規則等の見直し

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下の「選択して講ずべき措置」の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- | | | | |
|---|----------------------------|-------------|-------------------|
| ①始業時刻等の変更 | ②テレワーク等(10日以上/月) | ③保育施設の設置運営等 | フルタイムでの
柔軟な働き方 |
| ④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年) | | | |
| ⑤短時間勤務制度 | ※②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります | | |

(各選択肢の詳細)

- ①始業時刻等の変更：次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しない）
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業または終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
- ②テレワーク等：一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③保育施設の設置運営等：保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの（ベビーシッターの手配および費用負担など）
- ④養育両立支援休暇の付与：一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤短時間勤務制度：一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として（1）で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	①事業主が（1）で選択した対象措置（2つ以上）の内容 ②対象措置の申出先（例：人事部など） ③所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

11 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義 務

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

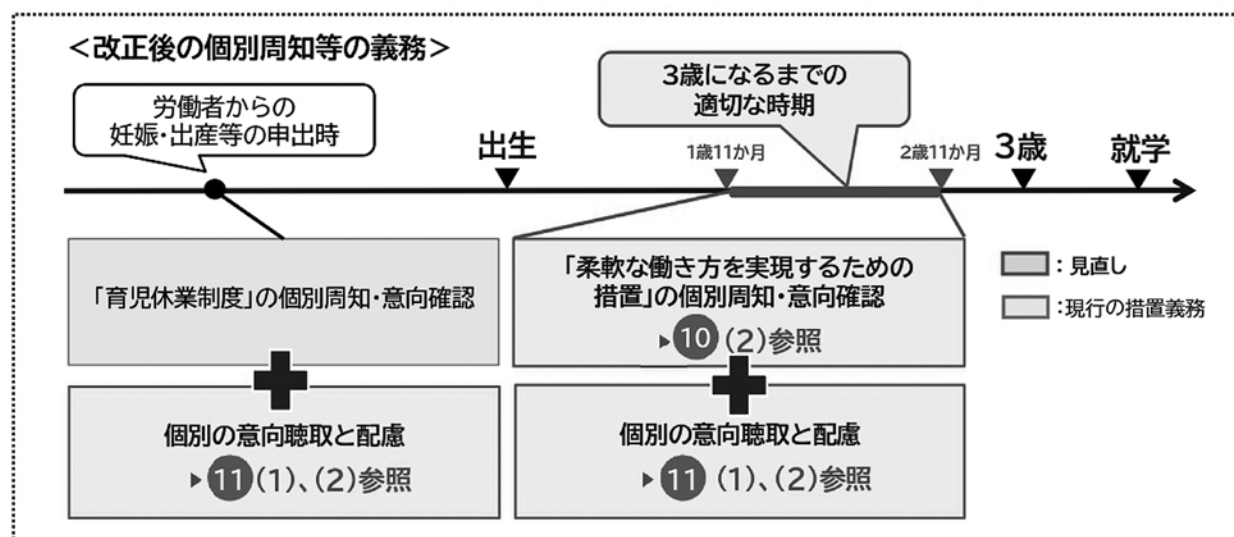
意向聴取の時期	①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	①勤務時間帯(始業および終業の時刻) ②勤務地(就業の場所) ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

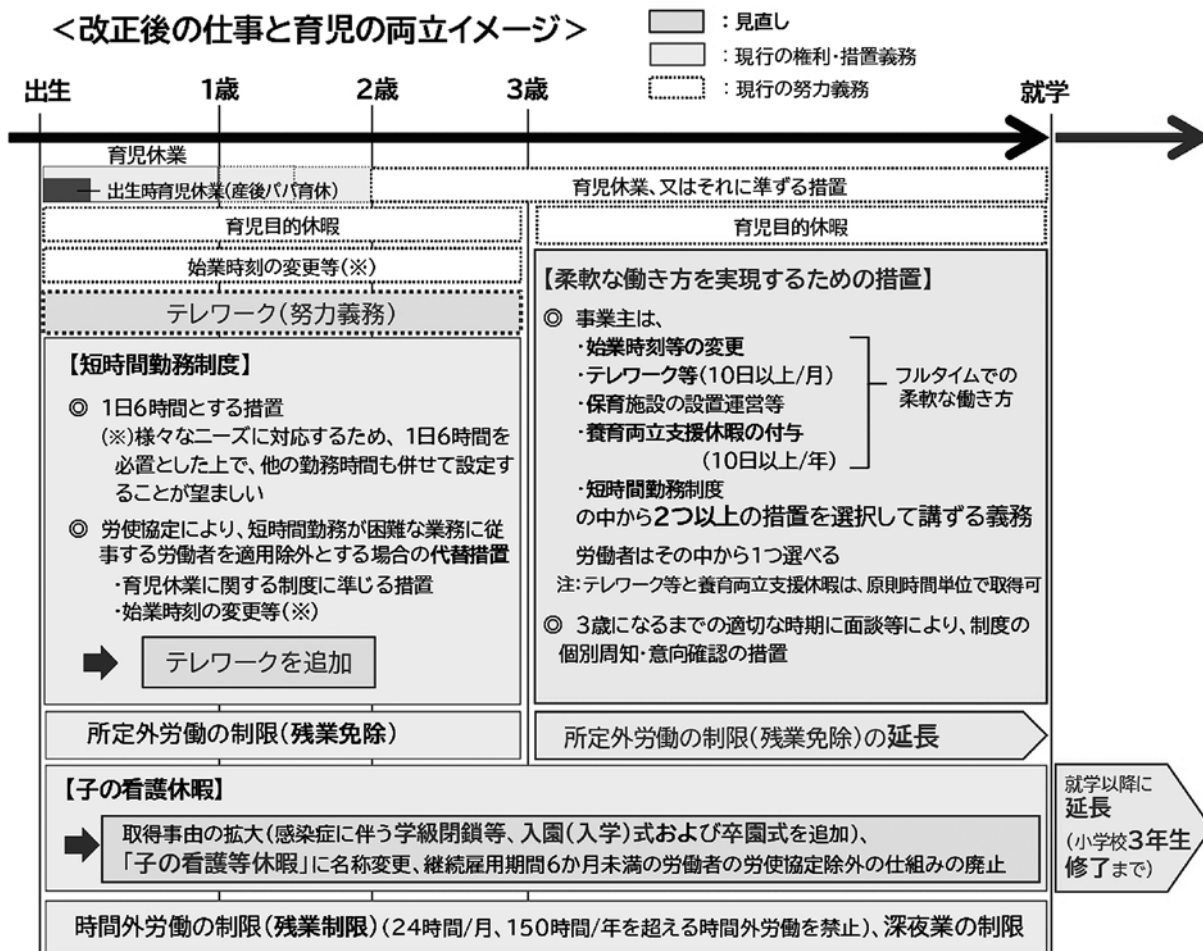
事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・業務量の調整
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・労働条件の見直し 等



<改正後の仕事と育児の両立イメージ>



※始業時刻の変更等:フレックスタイム制、時差出勤、保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

両立支援に取り組む事業主への助成金【両立支援等助成金】

職業生活と家庭生活が両立できる「職場環境づくり」のために、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給しています。(令和7年度は改正育児・介護休業法にあわせて助成内容が変更になる予定です)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【育児・介護休業法に関するお問い合わせ先】

富山労働局雇用環境・均等室

076-432-2740

受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)

【出典】厚生労働省「育児・介護休業法改正のポイント」令和6年11月

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>



小規模事業者組合を応援！

取引力強化推進事業の取り組み紹介

取引力強化推進事業は、中小企業及び小規模事業者の取引力強化促進を目的に平成28年度より中央会において予算化した補助事業で、組合員の2分の1以上が小規模事業者（従業員の数が20人（商業又はサービス業については、5人以下の会社及び個人）である小規模事業者組合を対象としています。

対象事業は、中小企業・小規模事業者が連携し、共同事業の活性化や受注促進等取引力の強化促進を図るために行う、先進的又は波及効果・横展開が期待できる事業となっており、共同事業活性化や受注促進を目的にホームページやパンフレット等を作成する事業等について支援しました。

今号では、本補助金を活用した事業について、令和5年度～令和6年度に採択された組合の取り組みについてご紹介します。

【採択組合】

令和5年度	令和6年度
・ 富山県醤油味噌工業協同組合 ・ 富山市管工事協同組合※ ・ 伝統工芸高岡銅器振興協同組合※ ・ 協同組合滑川ショッピングセンター ・ 協同組合富山県商業振興センター	・ 高岡仏具卸業協同組合 ・ 南砺市管工事業協同組合 ・ 富山県瓦工事業協同組合

※富山市管工事協同組合、伝統工芸高岡銅器振興協同組合の事例は、第170号でご紹介しています。

1. 組合ホームページ新規作成～情報発信力強化による売り上げ拡大と結束力醸成による共同事業の活性化～

富山県醤油味噌工業協同組合

【組合概要】

理 事 長：谷崎 公治
所 在 地：滑川市下梅沢 1320 番地 16
業 種：製造業
組合員数：25 名
ホームページ：
<https://toyama-soysauce-miso.com/>

当組合は、組合員の経済的地位向上を図ることを目的に昭和22年4月に設立し、組合員が取り扱う原材料（大豆・米・生揚げ醤油）の共同購入ならびにこれらの斡旋、組合員の事業に関する検査を実施してきました。

近年、組合員からは醤油味噌の技術的な情報や業界の動向、人材情報などの有益な情報を速やかに提供することが求められていまし

たが、当時、組合にはリアルタイムに情報発信するツールがなかったため、組合員に情報提供をする際は、文書やチラシを各社に郵送しており、速達性が低く、また、発送に費やすコストと時間が大きな負担となっていました。

そこで組合青年部を中心に協議を行い、組合ホームページを新たに立ち上げる事業を開始しました。

ホームページの作成、特にコンテンツの決定においては、組合員同士の商品に関する情報を共有し、富山県の醤油味噌の特徴を全員で整理した上で、富山の食文化や歴史に根付いた醤油・味噌の魅力を発信していくことにしました。また、組合員紹介ページを設けることで、消費者へ組合員各企業や商品の魅力を伝えられるように工夫しました。

組合としてホームページを持つことにより、組合の存在感・信頼感が大きく高まり、



作成したホームページ

組合ホームページに有益な情報を速やかにアップできるようになったことで、組合員がいち早く情報を収集・分析できるようになりました。さらに、情報提供を郵送からホームページ上での発信に変更したことによって、事務作業時間が1/2に短縮され、経費も2/3に節減することに成功しました。

今後は、ホームページ内のコンテンツをさらに充実させるとともに組合のInstagramを活用し、フォロワーやファンの獲得を目指したいと考えています。

2. 商業施設の附帯設備における非小売業への賃貸促進と経営力向上のためのホームページ作成

協同組合滑川ショッピングセンター

【組合概要】

理事長：高木 久斗
所在地：滑川市常盤町 181 番地
業 種：小売業、サービス業
組合員数：9 名
ホームページ：<https://hotaruika.org/>

昭和51年6月、滑川市内の商業施設拠点の建設のため「滑川新商店街建設準備会」が発足し、その中のメンバーの地元商業者が、商業施設を管理運営する目的で昭和53年11月に当組合を設立しました。昭和54年6月に商業施設「エール」がオープンし、現在に至るまで滑川駅、公園通り商店街、市民交流プラザ等とともに滑川市内中心地の商業の核として地域住民に親しまれてきました。

創業から44年（当時）が経過し、その間、何度も店内のテナントの入れ替わりがありま

した。その都度新規テナントの誘致を行いますが、近年では経営環境の変化もあり、空き店舗の状態が長期化することもありました。テナントに空きが出ることは当組合の収入減を意味し、経営の悪化につながるため、打開策を講じる必要がありました。

検討を重ねていく中で、店舗区画の有効活用、テナント誘致等に向けた効果的な情報発信や利用管理を行うため、新たに組合ホームページを作成し、空き店舗の入居や臨時利用の促進、遊休スペースの有料賃貸等の事業に着手することになりました。



作成したホームページ

ホームページ作成以前は、個別店舗の営業情報や取扱品目、イベント情報等の問い合わせを個々の店単位で判断しなければなりませんでした。ホームページを作成することで、情報の一元管理可能になったため、業務の省力化に成功しました。

また、ホームページを作成してからは、会議室や空き店舗、イベントスペースの利用が増加し、収入が増加しました。一方で電話や直接来店されての問い合わせが減少したため、業務負担が軽減され生産性の向上につながりました。

今後もホームページを有効活用し、テナントの入居率の向上や臨時利用の促進に向け、積極的な情報発信を行いたいと思います。

3. クレジット包括清算システムへのGMO 対応並びにQR決済の取り扱い機能追加

協同組合富山県商業振興センター

【組合概要】

理事長：道原 英克

所在地：下新川郡入善町梶山 1336 番地

業 種：その他サービス業

組合員数：8 名

ホームページ：

<https://www.cosmo21.org/tssc/>

当組合は、平成24年に富山県内の共同店舗11団体により設立。以来、共同で主要クレジット会社と包括契約を締結し、安価な利用料率でギフトカードの斡旋と回収、クレジットカード決済業務の精算処理を行っています。

近年、キャッシュレス取引が一般化してきており、特にQR決済などのコード決済の割合がここ数年急激に増加しています。

大型商業施設や全国チェーンのコンビニエンスストア、ドラッグストアなどでは、資本力を活かし、すでにクレジットカード、非接触型電子マネーだけでなく、QR決済とQR決済の取引データを取り扱うGMOなどのデータセンターにも対応していますが、当組合のクレジット包括精算システムはQR決済とそのQR決済の取引データを取り扱うGMOなどデータセンターへの対応ができておらず、情報格差は広がるばかりでした。



QRコードによる決済

既存のクレジット包括精算システムがinfox取引データしか対応していなかったため、今回の事業では、infoxに加えて新たにGMO取引データへの対応を行いました。

また、従来のクレジットカード、デビット

カード、中国銀聯カード、携帯iD、非接触型電子マネーに加えて現在、消費者の利用が拡大しているQR決済に対応するため、これらのGMO取引データの取り込み機能をシステムに追加しました。

この対応により、キャッシュレス決済による取引決済額が増加することから、決済事業者に対して手数料率低減に関する交渉を行うことが可能となり、取引条件の改善につながりました。

今後も引き続き決済事業者との手数料率にかかる交渉を行い、収益性の向上を図りたいと思います。

4. 組合ホームページ機能追加事業

高岡仏具卸業協同組合

【組合概要】

理事長：本保 実

所在地：高岡市御旅屋町 101 番地御旅屋セリオ 2F

業 種：卸売業

組合員数：25 名

ホームページ：

<http://takaoka-butugu.com/>

当組合は、昭和37年に高岡市内の仏具卸販売業者で発足した「高岡仏具会」を母体とし、「高岡仏具卸業協同組合」として昭和54年11月に設立されました。以来、共同宣伝事業、共同購買事業を中心に共同事業を運営してきました。

高岡仏具は、金物仏具としては国内シェアの9割を占めており、当組合では高岡仏具の統一ロゴマークの作成や小売店にポスターを配布するなど高岡仏具のブランド強化に取り組んできました。

しかしながら、近年では仏具の小型化や現代化などにより商品の多様化が進み、陶器仏具、ガラス仏具、樹脂仏具、さらには海外製仏具などが市場シェアを拡大しているため、高岡仏具業界は、より一層のブランド強化を図り、需要を確保していく必要がありました。

また、昨今の資材や燃料の価格高騰などの影響から商品の価格改定の頻度が増加していることに伴い、組合員からは情報の共有や発

信を迅速に行える新たなシステムが求められていました。

そこで本事業では、組合ホームページの改良を行い、デジタルカタログ掲載商品の拡充と新たな情報共有機能の追加を行いました。



改良したホームページ

今回の改良を行ったことによって、デジタルカタログに掲載の商品ラインナップが増加し、より多くの商品を効果的に訴求することができるようになりました。また、各商品のページごとにお問い合わせ窓口を設置したことで、購入希望者からのお問い合わせ内容が組合だけでなく、当該商品を取り扱う組合員にも迅速に届き、組合と組合員間の円滑な情報共有を図ることが可能となり、組合員の受注の増加につながりました。

今後は、本事業による効果を持続していけるように随時掲載商品を追加するとともに適宜イベント情報を発信するなど、高岡仏具のブランド強化と組合員の売上向上に努めたいと考えています。

5. 情報発信力強化によるイメージアップ及び受注力アップ

南砺市管工事業協同組合

【組合概要】

理事長：安居 利浩
所在地：南砺市信末 341 番地
業 種：管工事業
組合員数：31 名
ホームページ：
<https://nanto-kankoji.com/>

当組合は、平成16年11月の8町村合併により誕生した南砺市において、旧4町の管工事

組合が合併を趣意し、平成17年7月に設立。翌年に旧4村の管工事業者も組合員となり現在の体制となっています。

平成18年には南砺市と「災害時における水道施設の復旧に関する協定」を締結。以来、緊急時の漏水事故等に対応するため、南砺市との連絡体制を確立し、緊急時に迅速に対応できる体制を整えています。

また、当組合の主力事業である共同受注事業においては、南砺市から水道検針業務、検漏量水器取替業務、消雪配管維持管理業務等を受託しており、行政と連携して市民のライフラインの保全に取り組んでいます。

管工事業は人々の生活や産業活動に必要な不可欠な水の安定供給という非常に重要な役割を担っていますが、一方で世間的な認知度や社会的地位はまだ低いように感じられます。

そこで本事業では、当組合の活動や取り組みを世間に向けて情報発信し、管工事業のイメージアップ及び組合員の受注力アップを図ること目的に、組合ホームページのリニューアルとポスターの制作を行いました。



作成したポスター

ホームページは、組合の活動や組合員一覧を分かりやすい表示に変更したことによって活動状況等を外部へ効果的にPRできるようになりました。ポスターは、市民の目を引くようなデザインで組合の認知度向上を図るとともに、QRコードを掲載し、ポスターから

組合ホームページへ誘導することで各組合員への問い合わせや業務の発注を円滑にできるようにしました。

今回、ホームページやポスターを制作する過程において組合員間で様々な意見交換を行ったことにより、組合員の結束がより一層固まったように感じます。今後も組合一丸となり管工事業のイメージアップと受注力の向上に取り組んでいきたいと考えています。

6. 共同事業活性化とともにブランド再構築を目指す

富山県瓦工事業協同組合

【組合概要】

理事長：原田 満

所在地：富山市栗島町二丁目3-24 富山瓦会館内

業種：建設業

組合員数：96名

ホームページ：<https://toyama-yane.jp/>

当組合は、昭和46年に県内瓦工事業者により結成された「富山県瓦販売工事業組合連合会」を母体とし、平成13年に「富山県瓦工事業協同組合」として設立されました。以来、前身である連合会が実施してきた技能士試験や屋根工事コンクールの開催に加え、共同購買事業、教育情報提供事業を積極的に推進してきたほか、山間部や市街地で暮らす高齢者の屋根の無料点検・修理等の地域貢献活動を実施してきました。

近年、瓦工事業界は、住宅着工件数の減少やライフスタイルの変化等による瓦屋根の市場の縮小、後継者不足や就業希望者の減少による技術力の低下などの課題を抱えています。

また、以前から地震や台風などの自然災害が発生するたびに瓦屋根に対するマイナスイメージや誤解を招くような情報が発信されることが問題になっており、瓦屋根に関する正確な情報を発信し、業界のイメージアップを図る必要性が年々高まっていました。

そこで今回の事業では、県内の瓦工事業界のイメージアップを図る足掛かりとして、一般消費者に信頼感や安心感を持っていただくと同時に、人材確保に向けて就業希望者の興

味を惹きつけることを目的に、組合の新しいロゴマークを作成することにしました。



富山県瓦工事業協同組合

新しいロゴマーク

ロゴマークの制作にあたっては、組合のPR委員長、デザインの専門家、事務局からなる委員会と組合執行部とで意見を出し合い、ロゴマークのデザインや使用方法などについて検討しました。

今後は、今回新たに作成したロゴマークを印刷物や広告等に活用して認知度を高めるとともに、正確な情報発信を行うことによって業界のイメージアップを図り、一般消費者が安心して瓦工事を発注できるような環境を醸成し、さらには、これからの就職希望者に対して積極的にPRを行うことで瓦工事業界の人材の確保につなげていきたいと考えています。

取引力強化推進事業の概要

【補助対象となる事業内容】

- ・共同事業の活性化や共同受注促進のための組合ホームページやチラシ等の検討・作成を行う事業
- ・連携によるブランド構築を目指し、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業
- ・団体協約の締結や組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業
- ・その他、中小企業等の取引力強化を促進するための事業

【補助金額・補助率】

500千円を上限（下限100千円）とし、補助対象経費総額（税抜）の2／3を助成します。

上記は令和6年度の概要となります。令和7年度の公募要領は、5～6月頃の公募開始（予定）にあわせ、本会ホームページ等においてお知らせします。

中小企業組合の地域貢献活動事例

このコーナーでは、時代の変化に応じて地域貢献活動に取り組む中小企業組合の事例を紹介しています。今年度は、令和6年元日に発生した能登半島地震に関連した活動に焦点を当てており、今号では赤帽富山県軽自動車運送協同組合、富山県管工事業協同組合連合会の活動をご紹介します。

能登半島地震により被災した奥能登地域へ救援物資を配送

■ 赤帽富山県軽自動車運送協同組合 ■

【組合概要】 住所：富山市手屋三丁目8番16号 設立年月日：昭和53年11月6日
代表理事：木浦 良浩 組合員数：54名 業種：軽運送業

1. 組合の経緯と災害時の協力体制

当組合は設立以来、軽貨物自動車を用いた運送業を展開し、多様化する顧客のニーズに合わせ、深夜、早朝、休日など同業他社が対応できない配送にも臨機応変に対応してきました。

また、平成26年には射水市と「災害時における救助物資の緊急・救援輸送に関する協定」を締結するなど災害時の協力体制の構築にも積極的に取り組んできました。

2. 災害時にも力を発揮した赤帽車

令和6年1月1日、「令和6年能登半島地震」が発生し、石川県の能登地方を中心に各地に甚大な被害がもたらされました。

1月9日、石川県危機対策課から赤帽石川県軽自動車運送協同組合へ救援物資の配送の要請がありました。当時、幹線道路は地震の影響で崩壊している箇所が多く、被災地へ行くためには農道や狭い道路を通行する必要があったため、大型のトラックではなく機動力に優れた赤帽の軽貨物自動車が適任だったためです。

しかしながら、石川県内の組合員だけでは人手も車も不足だったため、石川県の石田理事長より当組合へ協力の依頼がありました。救援物資の配送先は、特に被害の大きかった珠洲市、輪島市などの奥能登地域でした。まだ断続的に余震が続いている中で被災地へ向

かうことになるため危険を伴う業務でしたが、それよりも組合に根付いている「相互扶助」の精神と被災地に救援物資を届けたいという強い思いから依頼を快諾し、業務に取り組みました。

3. 石川県での救援物資配送活動

救援物資の配送は毎日交代で約2カ月間行いました。毎朝富山を出発し、金沢市の支援物資の受け入れ拠点で米や菓子などの食料品や幼児向けの玩具などを荷台いっぱい積み込んで被災地へと向かいました。

被災地までの道のりは想像以上に険しく、当初は片道4時間半以上を要しました。大変な業務ではありましたが、救援物資の到着を心待ちにしている被災者の方々に直接荷物を届けられたことは、普段の業務では得られない貴重な経験になりました。組合員一同、被災地の一日も早い復旧・復興を願っています。



救援物資の積み込みの様子

能登半島地震により断水が発生した被災地へ応援復旧隊を派遣

■ 富山県管工事業協同組合連合会 ■

【連合会概要】 住所：富山市城川原二丁目9番10号 設立年月日：昭和50年6月5日
代表理事：藤川 幸造 会員数：12組合 業種：管工事業

1. 氷見市での復旧応援

令和6年1月1日、石川県能登半島で最大震度7の揺れを観測する地震が発生し、富山県内でも6市1村で震度5強が観測されました。

その中でも氷見市は特に被害が大きく、市内全域約14,000戸で断水が発生しました。断水は長期化し、氷見市内の工事業者だけでは早期復旧が困難な状況となったため、1月10日に氷見市から当連合会に対して、氷見市内の公共施設（小中学校等）の復旧応援の要請がありました。要請を受け、当連合会から富山市管工事協同組合が出動し、1月11日から25日までの間、市内14箇所の公的施設の応急復旧作業にあたりました。

2. 石川県へ応援復旧隊を派遣

1月下旬、公益社団法人日本水道協会富山県支部からの要請を受け、石川県七尾市への応援復旧隊の派遣が決定しました。それに伴い、1月25日、先遣隊として、富山市管工事協同組合、砺波管工事業協同組合、南砺市管工事業協同組合から計6名を現地へ派遣し、被災状況の把握を行いました。

1月31日、会員組合や関係団体を招集し、「七尾市への応急復旧に向けての合同会議」を開催しました。会議では、震災で被害を受けている水道配水管等の破損調査報告のほか、現地での復旧工事から工事終了後の事務処理までが円滑に進むよう綿密に調整を行いました。

3. 困難を極めた復旧工事

2月5日より4班体制で応援復旧隊の派遣を行いました。現地での復旧工事は非常に難航しました。通常、浄水場で浄化された水

は、配水池という施設に貯水され、そこから各所に配水されますが、今回の震災で七尾市唯一の配水池が破損していたため、当時は市内全域の配水管に水が全く通っていない状態でした。水が通っていないれば漏水箇所を特定することができず修繕もできないため、まず給水車で現場へ水を運搬し、配水管に水を流し、漏水箇所を調査して修繕を行うという手間と時間のかかる作業を余儀なくされました。

それでも3月31日には七尾市街及び和倉温泉地区の復旧作業が完了、すぐさま能登町の復旧支援に移行し、5月15日の活動終了までの間、復旧作業に尽力しました。

4. 過去の経験が活かした災害対応

工事業には苦戦したものの、今回の活動全体を通して現場に大きな混乱はみられませんでした。その要因は、各関係機関との協力体制が確立していたことに加え、新潟県中越地震や東日本大震災など過去の災害時の経験・教訓が活かされていたことにあります。今回の震災での活動もしっかりと検証を行い、今後の大規模災害の発生に備えたいと考えています。



七尾市での復旧工事の様子

創業133年、貫く思いは地域のために 新しい発想で進む「まちのでんきや」

創業133年を迎える株式会社ケイ・ディック（K-DIC）は「まちのでんきやさん」でありながら、家電販売、太陽光発電、リフォーム、パン製造販売など、地域のニーズに対応した幅広い事業を展開しています。受け継がれてきた「地域のお客様のために」という思いを貫き、枠にとらわれない発想とアイデアを次々と形にする、代表取締役社長の黒田保光氏に、これからの夢や青年部会長を務める富山県電機商業組合での取り組みなどについて伺いました。

株式会社ケイ・ディック（K-DIC）
代表取締役社長 黒田 保光 氏

地域を守るという役割

明治25年の創業から133年の歩みについてお聞かせください。

当社は私の曾祖父が明治25（1892）年、富山市長柄町に開いた黒田金物店から始まりました。昭和30（1955）年頃、電気釜や洗濯機などが登場し始め、父は親戚であるコクヨ株式会社創業者の黒田善太郎のついで、大阪の家電関連会社で修業し、帰郷後、昭和40年に金物店の電機部として創業しました。130年以上にわたり商売を続けてこられたのは、地域のお役に立てていることの証であると考えます。

私は県外企業に就職後、Uターンして家業に入りました。昔は電気屋、床屋などに近所の人々が集い、長話をしたりお

茶を飲んだり。地域コミュニティのなかで子どもやお年寄りが守られてきました。子どもを狙う犯罪、介護うつなど現代にはびこる問題の多くは、地域の繋がりが薄れたことの影響もあるように思います。誰もが安心して住めるまちにしたい、地域を元気にしたい。そんな思いが、パン屋や観光栗園の再生の事業に結びついています。

可能性広がるパン事業

令和4年に始めた「にじパン」の新たな展開についてお聞かせください。

当社の顧客はご高齢者が多く、ご自宅に伺い困りごとを尋ねる「ご用聞き訪問」を強みとしてきました。ところが、新型コロナウイルスの感染リスクで訪問活動

が難しくなった間に、人とのコミュニケーションがなくなったことで体が衰え、施設や病院に入る方が増えたのです。そこでご高齢者が集えるような場所をつくろうと思い、本社敷地内でパン店「にじパン」をオープンしました。誰もが食べやすいように、やわらかくて甘いパンを揃えています。令和6（2024）年には富山市月岡地区にも出店。近所に住むご高齢者にとっても喜ばれ、思いが叶いました。

高校の食堂廃止という問題解決のために、富山市内の高校でパンの自動販売機の設置も始めました。1年半ほど前に始めた店頭自販機で蓄積したノウハウを活用し、飲料自販機の業者さんの協力を得て現在4高校で展開しています。



本社兼店舗



NIJIPAN（にじパン）

くろだ・やすみつ

昭和44 (1969) 年6月25日生まれ、富山市出身。慶應義塾大学理工学部を卒業後、住友生命保険相互会社を経て、平成11 (1999) 年、K-DIC黒田電気商会に入社。平成20年、代表取締役社長に就任し、同21年、社名を株式会社ケイ・ディック (K-DIC) に変更。平成28年、富山電機商業組合青年部会長、令和6 (2024) 年、富山県中小企業青年中央会会長に就任、現在に至る。



地震の影響で休業していた本社店舗内のカフェを、地域の人たちが夜でも集える場所にしたいと考え、イタリアンレストランとしてリニューアルする準備も進めています。にじパンで開発した富山県産米粉を使ったモチモチの生地を提供する予定です。にじパンは今年、海外進出に向けた取組も本格化させます。台湾やインドネシアへと広げたいと思っています。

業種を超えた連携を

将来を見据えて、どのようなことに注力されていますか？

令和6年に富山県中小企業青年中央会の会長に就きました。ほとんどの組合が後継者不足や廃業で組合員数の減少という悩みを抱えています。当社がパン屋へと発想を広げたように、異業種同士が手を取り合うことで、自社の仕事を超え、新たな可能性を生み出せるのではないかと考えています。これからの時代、中小企業の連携が地域活性化の原動力になると思います。青年中央会でのグランピング施設やレストランの運営など、様々なアイデアを出し合い、地域を盛り立てるような協業を進めています。

平成24 (2012) 年に富山商業高校でキャリア教育の講師を務

めて以来、県内の小中高、大学で講演を続けてきて、今やライフワークになっています。将来性豊かな若い人たちと話していると様々な気づきがあり、成長の姿を見られ本当に楽しいものです。私は地域やお客様のためにと多くの事業や活動を考え、形にしましたが、すべてうまくいったわけではありません。それでも、地域に役立ち喜んでくれる人がいたり、夢や思いを発信していくことで支援してくれる人と繋がったりすることが、次の夢への力になります。若い人たちも、恐れず挑戦してほしいと伝えたいですね。

新しい試みを推進

富山県電機商業組合青年部会長として、どのような取り組みに力を入れていますか？

まちのでんきやには、地域の家電に関する困りごとを解決して、地域やそこに住む人を守るという役割があると考えて、平成28年に同じ思いを持つ50歳以下の経営者で青年部を発足させました。水橋のまちの電気屋仲間、シンガーソングライターでもある河合良さんにPRソングを作ってもらいCDを発売したり、とやま生協さんと協力して生協組合員さんの家電に関する

困りごとを当組合員に繋いでもらう仕組みをつくったりと、組合の売上や利益にも繋げるための活動を行ってきました。新しい試みばかりですから、最初は斜に見られたこともありましたが、取り組む姿勢を見せていくことが大切と考えて続けるうちに、理解して賛同してくれる仲間も増えていきました。

世の中は1社だけでは変えられません。まちのでんきやも各地に広がる仲間との連携がないと地域を守っていくことはできないのです。ヤマダ電機さんとの連携も地域を守っていくための取り組みの一つ。今後は業種を超えて地域に根ざす組合同士が手を携えていく必要性を感じています。

全国各地の神社やパン巡り

休日はどうに過ごしていますか？

神社巡りが好きで、前年は辰年にちなみ竜神を祀る神社などを40社ほど回りました。出張も利用して、高千穂や千葉・香取神宮にも足を運びました。出先ではパン屋巡りも楽しみ。特に店を始めてからは、種類や店構えなどをより意識して見るようになりました。ドライブをしたり、愛車をいじったりすることもよい気分転換になります。

富山県自動車車体整備協同組合さんよりこんにちは

富山県の自家用乗用車の世帯当たり普及台数は全国で2番目に高く、県民にとって自動車は、経済活動や日常生活を営む上で欠かせない存在となっています。

今回は、自動車の安心・安全を支える自動車車体整備事業者で組織されている富山県自動車車体整備協同組合さんを紹介します。

◆組合の沿革

日常生活において自動車の利用が急速に普及していた昭和45年12月に組合の前身である富山県自動車車体整備協会が発足し、昭和57年7月に中小企業近代化促進法の指定業種となったことを受け、現在の富山県自動車車体整備協同組合に組織変更しました。

現在は、標識、書籍、副資材等の共同購買事業を中心に、教育情報事業、労働保険や共済等の事務代行業等を実施しています。また、組合ホームページを活用し、上部団体や組合各支部から提供された最新の情報を取りまとめて発信することにより、組合員だけではなく外部へのPRにも積極的に取り組んでいます。

◆組合員のニーズに合わせた共同購買事業

現在、組合の主力事業となっているのが共同購買事業です。扱っている商品は、事業所内に設置する標識、自動車整備に関する各種マニュアル、自動車整備士試験の関連書籍の他、作業服、工具等幅広く取り揃え、組合員の多様なニーズに対応できるように努めています。



組合 HP の組合員専用ページから欲しい商品を注文できる

◆進化する自動車技術に対応した研修会の実施

組合内には、経営委員会、技術委員会、青年部会を設置しています。経営委員会では、企業経営に関わる法令や税制の改正等に応じた専門家を招いての勉強会を開催しており、技術委員会では、年々進化し続ける自動車技術に対応するため、年に数回の技術講習会や

視察等を企画しています。

また、青年部会では、若手経営者や新規起業家等の若い世代が中心となり、経営に関する研修会や県外の先進的な事業者の視察、他府県青年部会との交流等の活動を行っています。



先進安全自動車の車体整備講習の様子

◆今後の取り組み

自動車業界は今、100年に1度の変革期にあるといわれており、技術革新や社会的要因によって、自動車業界全体が従来のビジネスモデルや製品設計を根本から見直さざるを得ない状況に直面しています。

今後は、この変革期に対応できるように組合員が必要としている情報の収集や提供に努めるとともに、主力事業である共同購買事業の拡充を図り、従来の商品に加えリサイクルパーツの販売を行うなど、組合員が組合に所属しているメリットをこれまで以上に実感してもらえるように取り組んでいきたいと考えています。

◆組合概要

組合名称	富山県自動車車体整備協同組合
設立	昭和57年7月17日
住所	富山市新庄町字馬場24番地の2 富山県自動車会館内
理事長	橋本 雅雄
組合員数	92名
TEL	076-424-4881
FAX	076-424-3122

組合法施行75周年及び団体法施行65周年記念・ 第65回中小企業団体富山県大会を開催しました

本会は、令和6年11月11日（月）に、富山市のホテルグランテラス富山において、「組合法施行75周年及び団体法施行65周年記念・第65回中小企業団体富山県大会」を開催しました。

大会は、会員等約140名が集まり、本会廣瀬会長からの開会挨拶の後、新田八朗富山県知事、山本徹富山県議会議長（井上学富山県議会副議長代読）より祝辞を受けました。

続いて、永年にわたる功績を称え、優良組合、組合功労者及び優良専従役職員に対し表彰を行ったほか、国、県及び市町村に対し中小企業施策の強化拡充等を要望する決議案を採択しました。また、政治学者の高瀬淳一氏を講師に迎え、「激動する世界情勢と日本政治・経済の展望」をテーマに記念講演を開催しました。講演会終了後には記念パーティーを開催し、出席者の交流を深め、幕を閉じました。



大会の様子

表彰受彰者 ～受彰おめでとうございます～

（敬称略）

富山県知事表彰

【優良組合】

氷見建設業協同組合
射水造園業協同組合
富山流通団地協同組合

【組合功労者】

岩黒 正孝（大門企業団地協同組合）
紫藤 正人（砺波管工事業協同組合）
山田 静宏（富山県骨材販売協同組合）

富山県中小企業団体中央会会長表彰

【優良組合】

協同組合テクノ・トヤマ
富山県物流事業協同組合
南砺市管工事業協同組合
富山県環境技術事業協同組合

【組合功労者】

藤坂 和則（大門企業団地協同組合）
二上 利博（高岡銅合金協同組合）
本保 実（高岡仏具卸業協同組合）
前川 喜男（富山県電気工事工業組合）
前田 宏之（富山県石油業協同組合）
道市 正博（富山県電機商業組合）
森杉 嘉和（富山県鳶土工業協同組合）
山崎 昭一（富山県石油業協同組合）
山田 恵子（婦中鉄工業団地協同組合）

【組合功労者】

稲井田 勝（富山県印刷工業組合）
内山 裕介（富山県インテリア事業協同組合）
浦野 真治（富山県農業機械商業協同組合）
江尻 賢哉（富山県石油業協同組合）
大内 勇次（富山県石油業協同組合）
金山 明（黒部機械工業センター協同組合）
小谷 哲二（大門企業団地協同組合）
三宮悟治郎（滑川工業団地協同組合）
東澤 善樹（富山県印刷工業組合）
中島のりみ（高岡銅器協同組合）
平田 一彌（富山県印刷工業組合）

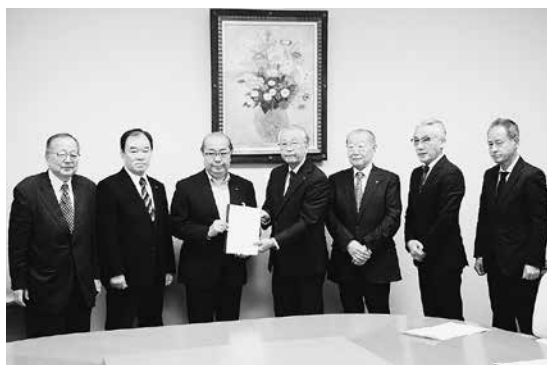
【優良専従役職員】

小田 史美（高岡地区陸運事業協同組合）
多賀 静香（富山市管工事協同組合）
豊寫 暁（富山県電気工事工業組合）
橋本佐代子（高岡仏具卸業協同組合）
八木 睦（富山県塗装協同組合）
吉田 和史（富山市管工事協同組合）

第65回中小企業団体富山県大会決議事項を県知事に要望

令和7年1月20日（月）、本会 廣瀬宏一会長、津根良孝副会長、渋谷武副会長、川合誠一副会長、坂井彦就副会長、江下修専務理事及び楠宗久事務局長が富山県庁を訪問し、昨年11月に開催した「第65回中小企業団体富山県大会」において採択した決議に基づく要望事項を新田八朗富山県知事に手渡しました。

廣瀬会長から「中小企業対策の拡充・強化」「中小企業連携組織対策の強化」「価格転嫁対策の取り組み強化」「人材確保・育成対策の推進」「後継者育成・事業継承対策」等の要望事項について説明を行い、山室芳剛商工労働部長をはじめ県幹部を交え、各業界の直近の動向や経営状況、価格転嫁の実施等について意見交換が行われました。



左から、川合副会長、渋谷副会長、新田知事、廣瀬会長、津根副会長、坂井副会長、江下専務理事



要望事項説明の様子

ほっと一息

北陸自動車道の雑知識

Q. 開通して何年？

- A. 北陸自動車道は滋賀県米原市（米原 JCT）～新潟県新潟市（新潟市中央 JCT）までで、1972年に金沢西 IC～小松 IC が開通し52年になる。また1994年には全線開通して、すでに30年を超えている。

Q. 長さの順位は？

- A. 北陸自動車道の全長は476.5kmとなっており、東北自動車道（679.5km）埼玉県川口市（川口 JCT）～青森県青森市（青森 IC）、中国自動車道（540.1km）大阪府吹田市（吹田 JCT）～山口県下関市（下関 IC）に次いで3番目に長い高速道路である。

Q. 上り線と下り線は？

- A. 法律上は新潟起点、米原終点になっているが、実際には「旧 J R 北陸本線」・「信越本線」にあわせてキロポストは米原起点、新潟終点で運用されている。そのため、運用上は新潟→米原が上り線、米原→新潟が下り線となっており変則的である。

（情報提供：協同組合富山県ハイウェイサービスセンター）



ふるさと納税返礼品事業を始めました

富山県水産物商業協同組合連合会

当連合会は、富山県のふるさと納税制度に登録し納税者への返礼品を提供する事業を開始しました。この事業は、当連合会及び会員組合の収益改善と販売経路の拡大を主な目的として、一昨年から準備を開始し、昨年に連合会として共同販売事業ができるよう定款変更を行い、今年度から取り引きを開始しています。

ふるさと納税の返礼品に登録することで、自社の商品を全国に広くPRすることができ、また、納税者が商品を気に入れば、リピーターや直接注文してくれる顧客の獲得にも繋がるため、事業者にとっては大きなメリットがあります。

一方で登録を行う際は、手続きが煩雑な上に時間もかかるため、事業者単独では参入しづらい面がありますが、連合会が窓口となり手続きのサポートを行うことで事業者の負担を軽減しています。

現在、会員組合の中から3事業者の4商品が出品されておりますが、販売数は順調に増加しています。今後は、さらに会員組合へ出品を呼びかけ、参加事業者の拡大を図るとともに、商品バリエーションの拡充や連合会ならではの新商品の開発などにも取り組みたいと考えています。



連合会が登録している返礼品の例

事務局ペンリレー

「感性を活かし、新たなコトを」

60代最後の年になり、印刷組合の事務局に来て9年目に入りました。社会人となり初めて就いた仕事が印刷業だったことも有り、今日まですべて印刷業界で勤務して参りました。思い起こせば、新卒時の就職活動は今とは大違いで、紙ペラ2～3枚の求人票が就職課に届く程度、出がけの就職情報誌は都市部が中心、1970年代半ばはオイルショック真っ只中の時代でした。それでもなんとか辿り着いた先が地元の印刷関係の会社でした。

それから40数余年、扱うモノは色々でしたが、印刷という仕事を通し、とても多くの方々と関わることができ、またお客様から色んなことを教えて頂いたことが自分にとっての大きな財産となりました。そしてそのお客様から「ありがとう」という言葉を頂いた時の喜びは、達成感とやりがいにつながるものでした。ちょうど今放送中のNHK大河ドラマ「べらぼう」で描かれている蔦重の一途な「伝える思い」にはとても共感します。

しかし昨今のデジタル化によるネット媒体の浸透で厳しい環境になっています。印刷はお客様の思いをより多くの人々に伝える大切な役割を担ってきた媒体です。デジタルでは感じられない、手に取って見ないと分からない感性を秘めています。

印刷業界は大きな転換期です。過去からの惰性を慣性に置き換え、感性が生み出す新たな価値を創造し、「もの」に加え「こと」への新しい付加価値を生み出すことで、印刷から新たな「市場」を作り上げなければなりません。業界の大きな課題ですがより多くの衆知を集め、組合員の皆様に価値ある情報を発信できるよう、努めて参りたいと思っております。

最後に私生活では体が動く間は学生時代から続けているテニスと下手なゴルフでリフレッシュしながら終活を楽しみたいと思っています。



富山県印刷工業組合
事務局長 加藤 清志 氏

第40回中小企業団体青年部富山県大会を開催しました

富山県中小企業青年中央会

令和6年12月10日（火）、とやま自遊館（富山市）において、第40回中小企業団体青年部富山県大会を開催しました。

第1部の事例発表では、福井県中小企業団体青年中央会（ふくいUBA）の若山健太郎会長（株式会社ワカヤマ 代表取締役）と増田悠二副会長（北鋼シャーリング株式会社 生産管理室長）を講師としてお招きし、「ふくいUBAの取り組みについて」をテーマに同会の活動理念、特徴的な取り組み、成功事例や失敗事例などについて発表していただきました。発表後には質疑応答があり、参加者からは具体的な質問が多く寄せられ、活発な意見交換が行われました。



福井県中小企業団体青年中央会による事例発表の様子

第2部の交流会では、富山県中小企業青年中央会の黒田保光会長（株式会社K-DIC 代表取締役社長）による開会挨拶、続いて株式会社商工組合中央金庫の藤村洋志富山支店長兼高岡支店長による乾杯挨拶があり、その後、参加者同士での意見交換が進み、大いに交流を深める場となりました。

「ビジネスで役立つ！筆ペンで美文字を書くコツ」 女性を対象とした研修会を開催しました

富山市管工事協同組合

当組合は、令和6年12月17日（火）、組合会議室（富山市）において書家の大和田陽苑氏を講師にお招きし、「ビジネスで役立つ！筆ペンで美文字を書くコツ」をテーマに、組合員企業の女性従業員及び組合女性職員を対象とした研修会を開催しました。

現代では、案内文や年賀状等のビジネス文書はワープロソフトで作成することが主流になり、手書きで文書を作成する機会は減少しています。しかしながら、時間と手間をかけて手書きをすることで、相手への誠意や真心を伝えることができ、また、文字を美しく書くことで好印象を与えることができることから、御礼状等の文書を書く際は、今も手書きを選ばれる方が多くいらっしゃいます。

講師からは、筆ペンで文字を書く際のペンと机との角度や漢字の種類ごとのバランスが良くなる書き方等について詳細な説明がありました。

参加者は熱心に耳を傾け、講師のアドバイスを従って丁寧に文字を書くことで、自分の書く文字がどんどん美しくなるのを実感し、参加者同士で成果を共有する姿も印象的でした。この研修会を通じて、手書きの文字に込める温かさや、その重要性を再認識する良い機会となりました。



研修会の様子

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について紹介しています。今回は、毎年これからの時期にお問い合わせが多くなる総会（総代会）終了後に行政庁へ提出しなければならない書類についてご紹介します。

1. 決算関係書類提出書

組合は、毎事業年度、通常総会または通常総代会後終了の日から2週間以内に決算関係書類を行政庁に提出する必要があります。（中小企業等協同組合法105条の2）

【添付書類】

- ①事業報告書 ②財産目録 ③貸借対照表 ④損益計算書
- ⑤剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
- ⑥上記書類を提出した総会（総代会）議事録（謄本でよい）

2. 役員変更届書

組合は、役員の氏名又は住所に変更があった日から2週間以内に行政庁にその旨を届け出る必要があります。役員の変更がない場合は提出不要です。（中小企業等協同組合法35条の2）

【添付書類】

- ①変更事項記載書（新旧役員名簿） ②変更年月日及び理由を記載した書面
- ③総会（総代会）議事録 ④理事会議事録

各書類の様式については、本会HP（トップページ → 組合制度の案内 → 許認可届出様式）に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。その他ご不明な点は、担当指導員にお問い合わせください。

日の出屋製菓産業株式会社
あられ・かきもち・おせんべい

 **ささら屋**

福光本店 手焼
体験
〒939-1702
富山県南砺市吉江中1213
【TEL】0763-52-6785

立山本店 工場
見学 手焼
体験
〒930-0212
富山県中新川郡立山町沢端21
【TEL】076-463-6011

公式オンラインショップ
<https://www.sasara-kakibei.com/>



富山米100%
富山県産しろえび使用

しろえびの上品な甘み。
パリッと香ばしい
うす塩味のおせんべい。

富山湾の宝石 風雅な味わい
しろえび紀行



北陸発！未来産業創造拠点 イノベーターを全力応援！

入居者
募集中

i-BIRD アイバード

i ishikawa
BI Business Incubator
RD Research & Development

いしかわ大学連携インキュベータ

いしかわ大学連携インキュベータは、国の機関が運営する起業家育成施設です



産学官連携

石川県内主要4大学との連携により
研究開発を促進



IM^{【インキュベーション マネージャー】}の常駐

IMが窓口となり、総合的な事業相談や
関係機関との連絡調整をサポート



経営支援

全国でインキュベーション施設を運営する
中小機構の充実した経営支援プログラム



ドライラボ

オフィスの利用を考慮し、タイル
カーペット敷のラボとしています。



スモールオフィス

お一人での起業に最適な、
壁で仕切られた個室空間です。



ウェットラボ

安全キャビネット、オートクレーブ
等を設置していただくことにより、
P2レベルまでの実験が可能です。



試作ラボ

各ラボから外部への扉が設置
されており、直接、車輛からの
機材等の搬入ができます。

Be a Great Small.
中小機構

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部

いしかわ大学連携インキュベータ

石川県野々市市末松3丁目570番
(石川県立大学 生物資源工学研究所 となり)

TEL.076-246-4150

詳しくは
こちら▶





すっきりとした香りと優しい味わい 心ほっとするやさしい味わいに

茶葉から淹れる日本茶の味わいはとても奥深く、楽しみが広がります。ほっと一息、日本茶をゆっくりと楽しむことで、生活も豊かに。そんな日本茶の楽しみ方をご紹介します。

種類によって味が異なる

日本茶と聞くと、まず緑茶をイメージする方が多いと思います。緑茶とはお茶の種類の総称で、製法や栽培方法、茶葉の使用部分によって、煎茶、玉露、番茶など細かく種類が分かれています。富山市にある創業130年以上の老舗日本茶販売店「長江東生園」の4代目、藤井真璃絵さんは、「種類はもちろんのこと、産地や時季によって味や飲み心地が異なるのも日本茶のおもしろさです」と語ります。



急須は高価でなくても手に馴染むものが使いやすく、お店で実際に手に取って選ぶのがおすすめです

【主な日本茶の種類と特徴】

煎茶	最もなじみ深いポピュラーなお茶。高温で蒸すことで発酵を止め、手や機械で揉みながら、乾燥させて製造します。短時間で蒸したものを「普通蒸し」、長時間蒸したものを「深蒸し」と呼びます。
玉露	高級茶として知られるお茶。茶園に覆いを被せて日光を遮ることで、葉に含まれる葉緑素を増やし、まろやかな旨みと甘みを生み出します。
番茶	リーズナブルで普段用として親しまれているお茶。新芽が伸びて硬くなった茶葉や、大きくなりすぎた葉で作ります。
ほうじ茶	煎茶や番茶を高温で焙煎して仕上げたお茶。焙煎によって苦みが抑えられ、香ばしさと飲みやすさが特徴です。
抹茶	日光を遮るため被覆栽培された茶葉を蒸して揉まずに乾かした後、石臼で挽いて粉末状にしたお茶。茶道のほか、お菓子や料理にも広くに使用されています。

お湯は70～80℃が最適

日本茶を淹れる際、渋くなってしまった…という経験がありませんか？ 藤井さんによると、おいしく日本茶を淹れるポイントはお湯の温度にあり、70～80℃くらいが適温とのこと。沸かし立ての熱湯では、お茶の色と香りがとんでしまうのだそうです。お湯を一旦湯呑みに入れて急須に注ぐと、お湯の温度が下がり、湯呑みも温められてちょうどよくなります。

お湯を入れたら蓋をして、1分ほど蒸らしてから湯呑みに注ぎます。このとき急須をむやみに揺ると、雑味が出る



複数の湯呑みの場合、1-2-3、3-2-1といった順番で少しずつ注ぐことで濃さと色が均一になる。最もおいしいと言われる最後の1滴まで、しっかり注ぎ切って

ので注意します。茶葉の量について、長江東生園では約7gの茶葉に対してお湯100～120ccを目安にしていますが、好みに合わせて調整してみてもよいそうです。

水出し緑茶もおすすめです。冷たい水で抽出することで、お茶に含まれるカフェインとカテキンが抑えられ、旨み成分のテアニンが多く抽出されるので、渋みが少なく、甘みやうまみがより感じられます。水750ccに茶葉10gを使い、容器に入れて冷蔵庫に一晩置けば、翌日さわやかな味わいの緑茶が楽しめます。



最近は水出し緑茶が手軽に楽しめる便利な容器も登場。軟水を使うことがポイント

保存はしっかりと密封して

茶葉は湿気や空気に触れると香りや風味が損なわれやすいので、茶筒か、密封できる容器、ジッパー付きの袋に入れて冷暗所で保管します。緑茶は臭いを吸収しやすいので、冷蔵庫や冷凍庫で保存する場合はしっかりと密封することが肝要です。藤井さんは「冷凍庫に入れても鮮度は徐々に落ちていくので、開封後は早めに飲み切って」とアドバイスします。



鮮度のよい茶葉はフレッシュで豊かな香りが漂い、光沢やハリがある

ペアリングを楽しむ

日本茶のすっきりとした味わいと、和菓子の優しい甘さは互いの味わいを引き立て合う王道の組み合わせといえます。他にも料理やデザート、飲み物などとのペアリングをいろいろ試すことで、日本茶をより豊かに楽しむことができます。藤井さんのおすすめは、焼酎の緑茶割り。香りがよくて飲みやすいうえに、悪酔いしにくいのだそうです。特にきりりとした味わいの新茶との相性が良いとのこと。ただし、飲みすぎは禁物です。

1,200年以上前に中国から伝来したというお茶は、時代を超えて受け継がれ、日本人の生活に根づいてきました。藤井さんに日本茶の魅力を尋ねると「心をほっとさせてくれる味わいや香り、健康にもよいなど、さまざまな魅力がありますが、一番は茶道にも通じる、相手を思うおもてなしの心にあるのではないのでしょうか」という答えが返ってきました。日本茶をおいしく淹れるコツも、そこにあるといえそうです。

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)

**空き工場・用地等を
富山市内で
お探しの方へ!**

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進（移転・増設・異企業誘致など）に取り組む事業の一環として運営しております。

現在所有の遊休事業用不動産の売却・賃貸、または取得・賃借をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただきますようお願いいたします。



ホームページはこちらです <https://aki-toyama.jp/>

公債立限マツチング留産制度（東証元・第15期）

● サイトマップ ● ファイル一覧

富山市の空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所などの物件情報マッチングサイト!!

[illegible]

◎本サイトに掲載する記事は、必ずしも、特定の立場や立場の利益を代表するものではありません。



圖 10-3-3 某站中水閘閘門的構造圖 (單位: cm)

● 11 富士山一本松の樹齢何歳か? (No. 477)

02.19 国史の学習の事例を掲載しました。(No.399)

図2-33 富山県八尾町の金峰寺・華嚴寺、土物で模刻した土（94a-3047）

本サイト活用で
「富山市空き
工場大規模
修繕助成金」
の対象となります。
※要件あり

新着情報は
随時更新中。
非公開物件も
あります。

地図上にて
簡単に物件を
探すことが
出来ます。

物件情報の
登録・掲載は
無料です。
物件ニーズ情報も
登録出来ます。

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

※ホームページ画面の画像は一部加工しています

**アクセス方法は
こちら！**

検索サイト

空き工場 富山

HPアドレス

URL <https://aki-toyama.jp/>

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6 階

富山県中小企業団体中央会 工業支援課

TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

R6.8